

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた川崎市内に事業所等を有する中小企業者の経営の安定化を図るため、予算の範囲内において川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金（以下、「補給金」という。）を交付することについて、「川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）」（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 補給金の交付を受けることができるもの（以下、「受給資格者」という。）は新型コロナウイルス感染症に対応して新たに市が設立した制度融資（川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金。以下、「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- 1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた事業者
- 2 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主
- 3 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、前項以外のもので、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の事業者

(交付対象期間)

第3条 補給金の交付対象期間は、受給資格者が融資を受けた日から起算して3年間とする。

(補給金の額)

第4条 補給金の額は、交付対象期間に受給資格者が支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額6千万円を補助対象限度額とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとするもの者（以下、「申請者」という。）は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、申請者に補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 受任者は、補給金の金額と申請書等の内容を確認し、第4条による補給金の額をとりまとめて、交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に以下の書類を添付して市長

に提出しなければならない。

- (1) 受取利子証明（明細）書
 - (2) 返済計画表
 - (3) 申出書及び委任状（様式第2号）
 - (4) 申請者に対する、法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し
 - (5) 前号までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の添付書類について電子データの提出を求め、そのデータの作成、処理を委託することができる。
- 3 第1項における提出期限は、1月1日から6月30日までに支払われた約定利子については同年7月31日、7月1日から12月31日までに支払われた約定利子（以下、「下半期分」という。）については翌年1月31日とする。
- ただし、令和2年度においては、令和2年5月1日から9月30日までに支払われた約定利子については同年10月31日、10月1日から12月31日までに支払われた約定利子については令和3年1月31日とする。
- 4 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号から第4号までの書類を省略することができる。ただし、第2号については返済計画が変更された場合を除く。
- 5 市長は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

（交付決定の通知）

- 第7条 市長は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認め、交付決定の通知および額の確定をするときは、交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。
- 2 受任者は、前項に基づく交付決定通知を受けたときは、速やかに申請者へ通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、受給資格者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、交付決定を取消し、当該年度以降の補給金は交付しない。
- (1) 代表者又は役員のうち暴力団員（川崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。
 - (2) 「期限の利益」を喪失したとき。
 - (3) 買収や合併等により消滅会社となったとき。
 - (4) 資金を貸し付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (5) 交付決定時以降に、第2条に規定する対象者要件をみたさなかったことが判明したとき。
 - (6) 偽りその他不正手段により補給金の交付を受けたとき。

(7) その他市長が適当でないと判断したとき。

(補給金の交付)

第9条 市長は、第7条の補給金の交付決定等の通知後、速やかに受給資格者へ補給金を交付するものとする。

(補給金の返還等)

第10条 市長は、補給金の交付を受けたものが、次の各号いずれかに該当したときは、規則に基づき既に交付した補給金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 資金を貸し付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 交付決定時以降に、第2条に規定する受給資格者の要件を満たさなかったことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正手段により補給金の交付を受けたとき。
- (4) 期限の利益を喪失したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(書類の保存)

第11条 申請者は、本補助事業に関する書類を交付期間終了後10年間は保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和2年5月15日)

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。